

お試し無料

こんな
法律があるのは
ご存知ですか
?

建築物衛生法に基づいた「室内環境測定器」で
御社の室内空気環境を測定してみませんか？

室内環境測定のご案内

法律に規定された基準に基づく主要下記 6 項目の数値化より
空気環境の改善のご提案をさせていただきます。
(浮遊粉塵・気流・温度・湿度・一酸化炭素・二酸化炭素)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- ・「建築物衛生法」(ビル管法) 対象：延べ床面積が 3000 m²以上のビル、学校については 8000 m²以上
- ・「事務所衛生基準規則」 対象：延べ床面積が 3000 m²未満のビル

空気調和設備を設けている場合は、居室において、下記の基準におおむね適合するように、厚生労働大臣が定める「空気調和設備の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」に従い、空気調和設備の維持管理に努めなくてはなりません。上記の法規制による 2 ヶ月以内 1 回(ビル管法)の「空気環境の測定と記録の保持」が義務化されています。

室内空気環境の基準値

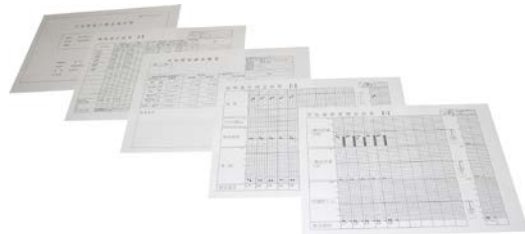
浮遊粉塵の量	0.15mg/m ³ 以下
一酸化炭素の含有率	100 万分の 10 以下 (=10ppm 以下)
二酸化炭素の含有率	100 万分の 1000 以下 (=1000ppm 以下)
温度	(1)17℃以上 28℃以下 (2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと
相対湿度	40%以上 70%以下
気流	0.5m/ 秒以下
ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下 (0.08ppm 以下)
※1	※測定時期 → 使用を開始した日以降に訪れる 6 月 1 日～ 9 月 30 日までの間に 1 回 階層の居室において測定

※1. 今回のご案内の対象には「ホルムアルデヒド測定」は含んでいません。

法的な基準に則り「室内環境測定器 IES-4000」を持参し御社の室内環境測定を実施、
報告書を提出し、健康と快適な空間の改善提案致します。

室内環境測定器「IES-4000型」 Indoor Pollution Evaluating System

「建築物環境衛生管理法」で定められている 6 項目
「粉じん」「気流」「温度」「湿度」「CO」「CO₂」を
同時測定、空気環境測定報告書を作成し、お客さまの
室内環境の改善や最適化を数値化されたデータより
ご提案させて頂いております。



空環システム株式会社 ☎ 0120-015-784

【一般的な空気環境測定の価格】

1 回あたり金額：2 万～2.5 万円 (年間 12 万～15 万円) 内容：午前 / 午後各 1 回、10 ポイントでの箇所測定
※通常ビル管法に則った年間 6 回 (2 ヶ月 / 1 回) が契約価格となります。

今回のご案内はお試し 1 回スポット室内環境測定を無料で実施致します。

